

# 令和7年度第1回佐久市学校給食望月センター運営委員会会議次第

日 時 令和7年8月5日（火）

午前10時00分から

場 所 佐久市学校給食望月センター  
2階会議室

- 1 開 会
- 2 学校給食課長あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 条例・施行規則の説明
- 5 令和7年度役員の選任について
- 6 会長あいさつ
- 7 会議事項
  - (1) 令和7年度給食会計予算（案）について
  - (2) 令和7年度給食実施内容（案）について
  - (3) その他
- 8 閉 会

改正

平成20年3月27日条例第24号  
平成26年12月19日条例第32号  
令和4年12月20日条例第27号

佐久市学校給食センター条例

(設置)

**第1条** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、学校給食調理等の業務を処理するため、学校給食センターを設置する。

(名称、位置及び給食する学校)

**第2条** 学校給食センターの名称、位置及び給食する学校は、次のとおりとする。

名称	位置	給食する学校
佐久市学校給食南部センター	佐久市原563番地1	野沢中学校、中込中学校、野沢小学校、泉小学校、岸野小学校、中込小学校及び佐久城山小学校
佐久市学校給食北部センター	佐久市長土呂64番地22	浅間中学校、東中学校、岩村田小学校、佐久平浅間小学校、平根小学校、中佐都小学校、高瀬小学校及び東小学校
佐久市学校給食白田センター	佐久市下小田切165番地1	白田中学校及び白田小学校
佐久市学校給食浅科センター	佐久市甲2003番地1	浅科中学校及び浅科小学校
佐久市学校給食望月センター	佐久市協和6925番地	望月中学校及び望月小学校

(委任)

**第3条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日条例第24号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第32号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月20日条例第27号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

改正

平成20年3月28日教委規則第4号

平成25年3月29日教委規則第1号

平成25年3月29日教委規則第2号

佐久市学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、佐久市学校給食センター条例（平成17年佐久市条例第197号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 佐久市学校給食センター（以下「給食センター」という。）に次の表の左欄に掲げる課を置き、同表の右欄に掲げる係を置く。

課	係
学校給食課	学校給食南部センター事業係 学校給食北部センター事業係 学校給食臼田センター事業係 学校給食浅科センター事業係 学校給食望月センター事業係

(業務)

**第3条** 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の物資の購入、調理及び配送に関すること。
- (2) 学校給食用器具の管理及び整備に関すること。
- (3) 学校給食の調理の研究及び調査に関すること。
- (4) 学校給食の会計の事務に関すること。
- (5) 給食センターの設置及び統廃合に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、給食センターの運営に必要なこと。

(職員の職)

**第4条** 給食センターに次の職を置く。

- (1) 課長
  - (2) 課長補佐又は係長
  - (3) 主事又は技師
  - (4) 主事補又は技師補
- 2 前項に規定するもののほか、教育委員会が必要と認めるときは、別に定める職を置くことができる。この場合においては、佐久市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（平成17年佐久市教育委員会規則第6号）の規定を準用する。

(職に充てる職員)

**第5条** 前条に規定する職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

(課長等の職務)

**第6条** 課長は、上司の命を受けて給食センターの管理及び運営に関する業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 課長補佐又は係長は、上司の命を受けて業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 3 主事、技師、主事補及び技師補は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(その他の職員)

**第7条** 給食センターに事務職員又は技術職員のほか、業務職員を置く。

- 2 業務職員は、上司の命を受けて給食業務に従事する。

(専決)

**第8条** 課長の専決事項は、佐久市教育委員会事務局処務規程（平成17年佐久市教育委員会訓令第2号）の規定を準用する。

- 2 学校給食課の所管に属する部長以上の職にある者の専決事項に係る決裁については、学校教育課

長に合議しなければならない。

(課長の旅行)

**第9条** 課長が旅行する場合は、出発の日の2日前までに教育委員会に届け出てその承認を受けなければならない。

(施設及び設備の管理)

**第10条** 課長は、業務を円滑に運営するため施設及び設備を正常な状態に維持するように努めなければならない。

(防災及び警備等)

**第11条** 課長は、毎年度の始めにおいて、給食センターの防災及び警備の計画を作成し、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、学校に併設されている給食センターにあつては、防災及び警備の計画の作成に当たり、当該学校長と協議するものとする。

2 職員は、課長の定めるところにより、給食センターの防災及び警備の任務を分担しなければならない。

(業務の計画)

**第12条** 課長は、毎年3月末日までに翌年度の業務計画を定め、教育委員会に提出しなければならない。

(業務の報告)

**第13条** 課長は、別に定めるところにより給食センターにおける業務の成果を教育委員会に報告しなければならない。

(事故の報告)

**第14条** 課長は、重大な事故が発生したときは、速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

(運営委員会)

**第15条** 給食センターの円滑な運営を図るため、諮問機関として、給食センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織し、委員の任期は、その職の在任中とする。

- (1) 給食を受ける小・中学校長
- (2) 給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者
- (3) 学校医を代表する者 1人
- (4) 学校薬剤師を代表する者 1人
- (5) 識見を有する者 若干人

3 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の任務)

**第16条** 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 給食費の決定及び給食の経理の認定に関すること。
- (2) 給食の献立方針に関すること。
- (3) 学校給食に関する諸般の調査及び研究
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関し必要と認めた事項

(運営委員会の会議)

**第17条** 会長は、必要に応じ、運営委員会を招集し、会議の議長となる。

(献立委員会)

**第18条** 給食の充実を図るため、給食センターに献立委員会を置く。

2 献立委員会は、給食を受ける小・中学校長を代表する者、栄養士、学校給食主任及び給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者をもって組織する。

(監査)

**第19条** 給食センターに監事を置き、給食の経理を監査する。

2 監事は、学校長及びPTAを代表する者をもって充てる。

3 監査は、年2回行うものとし、その結果を教育委員会及び運営委員会に報告するものとする。

(簿冊その他)

**第20条** 給食センターに次に掲げる簿冊を備え付け、整理しなければならない。

- (1) 出勤簿
- (2) 超過勤務命令簿
- (3) 休暇欠勤承認簿
- (4) 出張命令簿
- (5) 物資受払簿
- (6) 栄養摂取状況記録簿
- (7) 献立表
- (8) 業者別仕入帳
- (9) 調定簿
- (10) 領収証つづり
- (11) 給食日誌
- (12) 前各号に掲げるもののほか、管理運営に必要な簿冊  
(補則)

**第21条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市学校給食センター管理規則（昭和41年佐久市教育委員会規則第2号）、臼田町学校給食センター規則（昭和41年臼田町教育委員会規則第2号）、浅科村学校給食共同調理場管理規則（昭和57年浅科村教育委員会規則第1号）又は、望月町学校給食共同調理場管理運営規則（平成16年望月町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成20年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月29日教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月29日教委規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

令和7年度佐久市学校給食望月センター運営委員会名簿及び役員（案）

職 名	氏 名	役 員
望月中学校長	飯 島 廣 樹	会 長
望月小学校 P T A副会長	石 野 周 子	副会長
望月小学校長	市 川 英 臣	監 事（献立委員長）
望月中学校 P T A研修厚生部長	千 野 のり子	監 事
学校医代表	高 橋 淳	
学校薬剤師代表	大 田 正 美	
佐久市教育委員会 学校教育部長	平 林 照 義	
事 務 局		
佐久市教育委員会 学校教育部 学校給食課長	小 林 清 彦	
佐久市教育委員会 学校教育部 学校給食課課長補佐	平 林 久	
佐久市教育委員会 学校教育部 学校給食望月センター事業係	青 木 貴 弘	（兼）学校給食浅科 センター事業係
栄養教諭（県職）	神 林 典 子	
栄養職員（アレルギー対応）	秦 佐 知 子	

## 佐久市学校給食センター給食会計の基本事項（令和7年度）

（根拠：佐久市学校給食センター条例施行規則）

- 1 この基本事項は、佐久市学校給食南部センター・北部センター・臼田センター・浅科センター・望月センター（以下、「給食センター」という。）に係る給食および給食費の会計に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 給食センターの行う給食は、月曜日から金曜日までの昼食時に実施するものとする。
- 3 給食費の区分は次のとおりとし、一食単価額については施行規則第16条1項に基づき、運営委員会が決定する。
  - (1) 小学生 310円
  - (2) 中学生 350円
  - (3) 職員 小学校職員は小学生と、中学校職員・給食センター職員は中学生と同額とする。  
ただし、令和7年4月から実施の「学校給食費米価高騰対策支援事業」は、児童・生徒を対象とした給食費の上乗せ補助であることから、当該負担分として、南部・北部・臼田・望月センターが給食提供する学校は、4月～10月の間は上記にそれぞれ10円を加算し、浅科センターが給食提供する学校は、4月～翌年1月の間は上記にそれぞれ10円を加算する。
  - (4) 給食試食者 給食試食者の徴収金は、提供したメニューにより前記(1)(2)に準じるものとする。  
ただし、令和7年4月から実施の「学校給食費米価高騰対策支援事業」は、児童・生徒を対象とした給食費の上乗せ補助であることから、当該負担分として、南部・北部・臼田・望月センターが給食提供する学校は、4月～10月の間は上記にそれぞれ10円を加算し、浅科センターが給食提供する学校は、4月～翌年1月の間は上記にそれぞれ10円を加算する。
- 4 給食費の徴収は、1食単価（日額）に当該月の給食実施総人数を乗じた額とする。  
ただし、前項(1)及び(2)の区分においては、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、学校給食費の一部（食材費高騰に伴う影響額）を補助する「学校給食費物価高騰対策事業」をもって、保護者負担の軽減を図る。1食単価（日額）の保護者実質負担額は以下のとおりとする。
  - (1) 小学生 保護者実質負担額 300円
  - (2) 中学生 保護者実質負担額 340円なお、前項(3)及び(4)の区分においては「学校給食費物価高騰対策事業」の対象外とする。
- 5 学校は、翌月分の給食実施予定を、毎月定められた提出日までに学校給食センター事務担当職員（以下、「事務担当職員」という。）に提出するものとする。  
給食実施予定には、行事等の欠食や短縮日課に伴う時間変更を記載する。  
行事等の欠食がある場合、「給食人員変更届」を合わせて提出する。  
その後変更が生じた場合は、給食センターが定める期限までに報告する。  
なお、給食実施予定提出後、行事等が中止となった場合での給食提供は行わないため、お弁当対応とする。
- 6 インフルエンザなどによる学級閉鎖などで給食を受けなくなるときは、【給食人員変更届】により事務担当職員に報告するものとする。この場合、土・日・祝日を除き3日後から変更できるものとする。  
なお、3月分については変更ができないものとする。

- 7 個人（児童生徒及び職員）単位の変更については、原則として連続5日以上欠食の場合【給食人員変更届】により事務担当職員に報告するものとする。この場合、土・日・祝日を除き3日後から変更できるものとする。  
なお、3月分については変更ができないものとする。
- 8 台風等自然災害による学校閉鎖で給食が停止となった場合の給食費は原則、徴収するものとする。
- 9 毎月の人員確認は、翌月の月初めに給食センターから送付する人員表（給食連絡日誌等）で各校が確認し、それを速やかに給食センターに返送し決定する。
- 10 給食費は、9で確認された受配校の月人員に1食単価を乗じた額を、給食センターが給食費納入通知書（10日前後）により請求する。  
学校は、指定日（20日前後）までに指定口座に振り込むこととする。（ただし3月分は当月納入とする。）
- 11 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 12 アレルギー対応食提供事業等に伴う返金額は、別表のとおりとする。（一食当たり単価、消費税込）  
ただし、副食についての返金は、できないものとする。

※ 上記に定めのない各センター固有の事項等については、それぞれ対応することとする。  
また、各センターの対応事項は学校給食課長に届け出るものとする。

別 表 （令和7年度）

区 分	牛 乳	米 飯	パ ン	ソフトめん
小 学 校	72円	21円	64円	63円
中 学 校	72円	28円	70円	70円

令和 7 年 度

佐久市学校給食望月センター給食会計予算書（案）

⊕

佐久市学校給食望月センター

# 令和7年度佐久市学校給食望月センター給食会計予算

令和7年度佐久市学校給食望月センター給食会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 33,050,000円と定める。

令和7年8月5日提出

佐久市教育委員会 学校給食課長 小林 清彦

歳入

(単位：円)

款 項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	節		説 明
					区 分	金 額	
1 給食費	1 給食費	31,623,140	32,658,830	△ 1,035,690	1 小学校給食費	18,461,620	望月小学校(一食単価:児童300円) 272名× 202日× 300円= 16,483,200円 4月～10月分(一食単価:職員320円) 31名× 120日× 320円= 1,190,400円 11月～R8年3月分(一食単価:職員310円) 31名× 82日× 310円= 788,020円
					2 中学校給食費	12,315,760	望月中学校(一食単価:児童340円) 159名× 199日× 340円= 10,757,940円 4月～10月分(一食単価:職員360円) 22名× 116日× 360円= 918,720円 11月～R8年3月分(一食単価:職員350円) 22名× 83日× 350円= 639,100円
					3 給食センター給食費	845,760	学校給食望月センター(4月～10月分) 11名× 122日× 360円= 483,120円 1名× 74日× 360円= 26,640円 学校給食望月センター(11月～R8年3月分) 11名× 83日× 350円= 319,550円 1名× 47日× 350円= 16,450円
					4 未収金	0	過年度未収金
2 補助金	1 補助金	1,396,856	1,958,800	△ 561,944	1 負担金	1,396,856	・米粉パン補助事業 120,000円 (佐久市 年6回分、JA佐久浅間 年3回分) ・物価高騰対策補助事業 865,850円 望月小学校(単価:10円) 549,440円 望月中学校(単価:10円) 316,410円 ・米価高騰対策補助事業 531,006円 望月小学校(単価:8円) 306,816円 望月中学校(単価:10円) 224,190円
3 繰越金	1 繰越金	24,413	100,318	△ 75,905	1 繰越金	24,413	前年度繰越金
4 雑収入	1 雑収入	5,591	7,052	△ 1,461	1 雑収入	5,591	預金利息、試食代
歳入合計		33,050,000	34,725,000	△ 1,675,000			

歳 出

(単位:円)

款 項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	節		説 明
					区 分	金 額	
1 事業費	1 調理費	32,596,274	34,618,838	△ 2,022,564	1 主食費	5,149,214	望月小学校 303名× 202日× 49円＝ 2,999,094円 望月中学校 181名× 199日× 56円＝ 2,017,064円 学校給食望月センター 11名× 205日× 56円＝ 126,280円 1名× 121日× 56円＝ 6,776円
					2 牛乳代	7,171,272	望月小学校 303名× 202日× 72円＝ 4,406,832円 望月中学校 181名× 199日× 72円＝ 2,593,368円 学校給食望月センター 11名× 205日× 72円＝ 162,360円 1名× 121日× 72円＝ 8,712円
					3 副食費	20,091,624	望月小学校 303名× 202日× 189円＝ 11,567,934円 望月中学校 181名× 199日× 222円＝ 7,996,218円 学校給食望月センター 11名× 205日× 222円＝ 500,610円 1名× 121日× 222円＝ 26,862円
					4 返還金	176,244	望月小学校 主食(パン)不要者 1名× 85日× 64円＝ 5,440円 牛乳不要者 6名× 202日× 72円＝ 87,264円 望月中学校 主食(パン)不要者 2名× 85日× 70円＝ 11,900円 牛乳不要者 5名× 199日× 72円＝ 71,640円
					5 手数料	7,920	望月小学校 12ヶ月× 330円＝ 3,960円 望月中学校 12ヶ月× 330円＝ 3,960円
2 予備費	1 予備費	453,726	106,162	347,564	1 予備費	453,726	
歳出合計		33,050,000	34,725,000	△ 1,675,000			

# 令和7年度学校給食の実施内容（案）

## （学校給食の意義）

学校給食は、身体の発育期にある児童生徒にバランスのとれた栄養のある食事を提供し、児童生徒の健康の増進、体位の向上を図るとともに、望ましい食習慣の形成と好ましい人間関係の育成など児童生徒の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

## 1 給食の運営目標

- ① 安全で安心して食べられる給食
- ② 栄養バランスのとれたおいしい給食
- ③ 衛生管理の徹底
- ④ 食に関する指導

## 2 献立方針

- ① 児童生徒の健康増進に役立つ食事内容とする。
  - ・ 栄養量の基準、食品構成は文部科学省の基準に準拠し、対象児童生徒の体位体格等に配慮する。  
栄養価については、脂肪、たんぱく質の過剰と食物繊維、鉄分の不足に注意する。
- ② 児童生徒の学校生活の様子や学校行事に配慮し、行事食、旬の食材も取り入れ、子どもたちの楽しみとなるような、また季節感のある献立とする。
  - ・ クラス希望献立を実施する。
- ③ 食物アレルギーに配慮した給食づくり。
  - ・ アレルギー調査の実施と対応  
(代替食、除去食の提供・詳細献立、配合表の希望配布)
- ④ 使用する食材は、原材料等が明かなものを選択し、地元野菜の生産期には積極的に利用し、地域食材を活用した献立の工夫を行う。
- ⑤ 給食献立年間計画 別紙

### 【献立作成の手順】

- ・ 基本は、小・中同一とし、主食、おかず等の分量を学年に応じて対応する。
- ・ 献立は栄養士が原案作成、調理場内での献立会議を経て、決裁する。
- ・ 献立委員会を開催し、家庭での不足しがちな栄養素や、食の安全、子どもたちの嗜好、保護者の願いなどを献立に反映する。

(年2回開催。メンバー：献立委員長、小中学校給食主任、小中学校PTA代表、栄養職員、事務局)

## 3 給食費（令和7年度改定）

小学校：一人1食当たり310円

中学校：一人1食当たり350円

## 4 衛生管理

- ① 望月給食センターにおける衛生管理の重点  
「学校給食衛生管理の基準」にそって衛生管理に努める。
  - ・ 作業工程における汚染区域、非汚染区域での調理作業の区別
  - ・ 場内のドライ運用
  - ・ 調理過程での温度、時間等の記録

- ② 配送校にお願いしていること
  - ・ 直送品の検収と適切な保管（デザート、パン、ソフト麺、牛乳）
  - ・ 児童生徒の給食当番日常点検表の記録
  - ・ 検食簿の記入
  - ・ 食環境の整備
- ③ 事故発生時の連絡・対応

## 5 食に関する指導の目標と手立て

### ○食に関する指導【6つの食育観点】

#### 【食事の重要性】

食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。

#### 【心身の健康】

心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事の取り方を理解し自ら管理していく能力を身につける。

#### 【食品を選択する能力】

正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性について自ら判断できる能力を身につける。

#### 【感謝の心】

食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。

#### 【社会性】

食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につける。

#### 【食文化】

各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

### ○食に関する指導の手立て

- ① 食に関する指導に関わる全体計画の立案
  - ・ 計画的に食育を推進するためには各学校において食に関する指導に関わる全体計画を作成し運用していく。
- ② 給食時、関連授業での取り組み
- ③ 保護者との連携
  - ・ P T A 試食会（センター見学）
  - ・ 学校保健会、献立委員会
  - ・ 食生活アンケートの実施、考察
  - ・ 給食便りの配布
  - ・ 個別面談（食物アレルギー、ふとりすぎ、やせすぎ等）
- ④ 学校訪問（栄養士・調理員）による食への関心向上
  - ・ 給食ができるまで
  - ・ 食事のマナーを身につけよう（箸の使い方、姿勢、手洗い）
  - ・ 栄養バランスについて
  - ・ 成長期に必要な栄養素
  - ・ 朝ごはんの重要性
  - ・ 食べ物と健康の関わり

## 令和7年度 給食献立年間計画

佐久市学校給食望月センター

月	月目標	○指導内容 ・献立作成のポイント	行事食等	旬の食材	各種行事
4月	給食のきまりを守り、 楽しい食事をしよう	○給食のきまりを身につける ○食事のマナー  ・入学進級を祝う献立	入学進級お祝い献立	・美生柑 ・春キャベツ ・うど	入学式  中 3年修学旅行
5月	食べ物の働きを知ろう	○食べ物ば、働きによって3つに 分けられることを知る【赤黄緑】  ・端午の節句献立 ・春の息吹を感じさせる献立	こどもの日献立	・新たけのこ ・小かぶ ・かつお ・アスパラ ・ふき ・柏もち	
6月	朝ごはんの大切さを知ろう	○朝ごはんの大切さを知る ○歯によい食べ物、噛むことの大切 さを知る ・噛むことを意識できる献立 ・カルシウムの摂取を考えた献立 ・梅雨時の衛生に配慮した献立	食育月間 運動会応援献立 むし歯予防デー	・大豆 ・豆あじ ・トビウオ ・新玉ねぎ ・メロン ・さくらんぼ	小 運動会  センター職員学校訪問  プール開き
7月	夏の食事のとり方を知ろう	○夏の食生活について知る ○夏の水分のとり方について  ・夏の食材を取り入れた献立	びんびんキラリ食 七夕献立 土用丑の日  希望献立(小6の1)	・じゃがいも ・白菜 ・キャベツ ・すいか ・きゅうり	小 5年 キャンプ  中 宿泊学習・体験学習
8月	規則正しい食事をしよう	○生活リズムと食事の関連を知る  ・夏ばてを防ぐ献立 ・夏の食材を取り入れた献立	希望献立(中2の2)	・とうもろこし ・かぼちゃ ・なす ・ピーマン	センター職員学校訪問
9月	食事と運動について考えよう	○運動と食事の関わりを知る  ・秋の食材を取り入れた献立	お月見の献立  (小鮎の甘露煮)  希望献立(小6の2)	・ぶどう ・梨 ・秋なす ・プルーン ・さといも ・きのこ	小 6年修学旅行  中 若駒祭
10月	好き嫌いせず、何でも食べよう	○偏食による健康障害を知る  ・秋の実りを感じさせる献立 ・体によい食べ物を取り入れた献立 ・青魚を取り入れた献立	目の愛護デー びんびんキラリ食 (佐久鯉)  希望献立(中2の1)	・鯖 ・さんま ・長ねぎ ・栗 ・にんじん ・さつま芋	小 音楽会  センター職員学校訪問
11月	感謝して食べよう	○食べ物をいただく事への感謝の 心を持つ  ・自然の恵みを感じられる献立	希望献立(中3の1)	・きのこ ・洋梨 ・柿 ・りんご	センター職員学校訪問
12月	健康によい食べ方をしよう	○日本の食文化を知る  ・日本型食生活のよさを取り入れた 献立 ・寒さに負けない献立 ・体をあたためる献立	冬至 クリスマス  びんびんキラリ食	・みかん ・りんご ・大根 ・白菜 ・キウイ	小 5年応援団との交流
1月	郷土の食べ物を知ろう	○体を温める食事を知る ○学校給食の歴史や意義を知る ○郷土食を知る  ・冬の食材を取り入れた献立 ・体を温める献立	全国学校給食週間  正月料理 七草 鏡開き  希望献立(中3の2)	・白菜 ・ほうれん草 ・鮭 ・鱈 ・ぼんかん ・佐久鯉	小 そり・スキー教室  (給食応援団交流給食)
2月	寒さに負けない食事をしよう	○食事と健康について知る  ・冬の食材を取り入れた献立 ・体を温める献立	節分 びんびんキラリ食	・大豆 ・わかさぎ ・矢島の凍み豆腐	
3月	一年間の食生活をふりかえろう	○自分の食生活について振り返る  ・卒業を祝う献立	ひな祭り 卒業祝 佐久の日献立	・いよかん ・菜の花 ・桜もち	卒業式

改正

平成25年9月26日教委告示第17号

平成25年11月25日教委告示第19号

平成26年12月24日教委告示第23号

平成29年3月23日教委告示第12号

佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、食物アレルギーを有する児童又は生徒に対して等しく学校給食を提供するために、アレルギー対応食提供事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、アレルギー対応食とは、学校給食の献立から食物アレルギーの起因となる食品を除去した除去食又は当該食品の代わりとなる食品を使用した代替食をいう。

(実施施設)

**第3条** 事業は、佐久市学校給食センター条例（平成17年佐久市条例第197号）に規定する学校給食センターにおいて実施する。

(対象者)

**第4条** 事業の対象者は、食物アレルギーを有する児童又は生徒で学校給食の献立によっては食べられない食品があるものとする。

(調査の実施)

**第5条** 佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、食物アレルギーを有する児童又は生徒を把握するため、必要な調査を実施するものとする。

(事業内容説明等)

**第6条** 教育委員会は、前条の調査結果に基づき、アレルギー対応食を希望する保護者に対し、事業内容について説明を行うものとする。

2 前項の説明を受けたうえで、事業の実施を希望する保護者は、佐久市学校給食アレルギー対応食実施意向調査票（様式第1号）及び学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の調査票及び指示書を受理したときは、保護者、学校関係者及び教育委員会の三者による面談を実施するものとする。

(実施の申請)

**第7条** 前条第3項の面談を受けた保護者は、事業の実施を申請しようとするときは、佐久市学校給食アレルギー対応食実施申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(実施の決定)

**第8条** 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、事業の実施の必要性等を審査し、事業の実施について決定したときは、佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施決定通知書（様式第4号）により保護者に通知するものとする。

(アレルギー対応食の提供等)

**第9条** 教育委員会は、前条の規定による通知をした保護者（以下「実施決定保護者」という。）に対し、事業を実施する月（以下「実施月」という。）の前月20日までに実施月1か月分の実施予定献立表を送付するものとする。

2 前項の実施予定献立表の送付を受けた実施決定保護者は、その内容を確認し、事業の実施を承諾したときは、実施月の前月25日までに佐久市学校給食アレルギー対応食実施承諾書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の承諾書の提出があったときは、アレルギー対応食を提供するものとする。

4 教育委員会は、実施月の中で食品等の理由からアレルギー対応食を提供できない日がある場合については、実施決定保護者に対し、弁当（学校給食の献立の全部又は一部の代わりとしての食事を

いう。)の持参日を指定できるものとする。

(アレルギー対応食の変更又は中止)

**第10条** アレルギー対応食の内容の変更又は事業の中止を希望する実施決定保護者は、佐久市学校給食アレルギー対応食変更(中止)願(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、第3条第2号から第4号までの施設においてなされたアレルギー対応食の提供に係る決定、手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則** (平成25年9月26日教委告示第17号)

この要綱中第1条の規定は平成25年10月1日から、第2条の規定は平成26年1月1日から施行する。

**附 則** (平成25年11月25日教委告示第19号)

この要綱は、告示の日から施行する。

**附 則** (平成26年12月24日教委告示第23号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年3月23日教委告示第12号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第9条関係)

様式第6号(第10条関係)

# 食物アレルギー対応食提供における緊急時の基本的な対応手順

佐久市教育委員会 学校給食課

## 1 児童生徒の健康状態の把握

### ○状況の確認

- ・アレルギーを含む食品を口に入れた時 → 口から出し、口をすすぐ。  
大量に摂取した時には、飲み込ませないように注意して吐かせる。
- ・皮膚に付着した時 → 洗い流す。
- ・眼症状が出現した時 → 洗眼後、抗アレルギー薬、ステロイド薬を点眼する。

※その場で安静に、仰向けに寝かせる。(血圧低下が疑われる場合は、足を高くする)

※保健室等に移動させる場合は、背負ったり、着座姿勢をとったりせず、担架等を利用する。

## 2 管理者及び他の職員等への連絡

○状況により校長・教頭に口頭で報告し、現場への急行を依頼する。

○他の職員等への連絡・・・隣接した教室の職員、養護教諭

○養護教諭等の応急手当

○アドレナリン自己注射薬(エピペン)を処方されている場合は、児童生徒自らが注射する。

※必要に応じて現場に居合わせた教職員が本人の代わりに注射する。

## 3 関係機関等への連絡

○救急車の要請 ○状況に応じて学校医・主治医に連絡する

・意識喪失、ショック症状、けいれん、激痛等の状態が継続する場合や判断に迷う、又は判断できない場合等

※到着後は担当教諭等が同乗して事故発生時の状況、原因となるアレルギー、自己注射薬等の使用の有無を説明する。(「食物アレルギー個人票」を携帯する)

## 4 保護者への連絡

○保護者には予断や憶測を交えず、事実を正確に伝える。

※病院へ運ぶ場合には、緊急の場合を除き、受診を希望する病院の有無を保護者に確かめる。

○状況に応じた対応

症状により下記の①～③を例に対応する

- ① 下校時に職員が同伴し、保護者に経緯等を説明する。
- ② 保護者に迎えにきてもらい、病院での診察を依頼する。
- ③ 学校から児童生徒をタクシー等で病院に運ぶとともに、保護者にも病院に直行してもらい、病院での状況を説明する。

## 5 結果の報告と対応の再確認

○校長・教頭への状況報告 → 教育委員会・給食センターへの報告

○教職員への周知及び緊急処置についての再確認

## 緊急時（アナフィラキシーショックを発症した場合）の対応例

